

令和5年度横浜市地域子育て支援事業補助金実施保育園  
設置法人代表者様

横浜市港北区こども家庭支援課

## 令和5年度地域子育て支援事業補助金に係る実績報告書作成上の注意事項

令和5年度の横浜市地域子育て支援事業の実績報告の作成上の注意事項をまとめましたので、実績報告作成の前に、必ずご確認ください。

### ■横浜市地域子育て支援事業の趣旨について

横浜市の認定こども園及び保育所地域子育て支援事業は、子育て中の保護者の抱える子育ての不安や悩みの解消、乳幼児期の子どもの健やかな成長及び地域の育児力の向上を図ることを目的とし、**地域の未就園児及びその保護者を対象**としています。

そのため、**自分の園の児童及びその保護者を対象者とはできません。**

地域の親子が気軽に園を訪れる機会を多く設定していただきたく、各事業については利用者が参加しやすい日にちや時間の設定をお願いします。



### ■横浜市地域子育て支援事業補助金の使途等について

横浜市地域子育て支援事業の補助金は公金であり、その使途につきましては横浜市として市民の皆様等に対し説明責任を有している旨をご理解いただき、本事業実施にあたっては横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業実施要領(以下、「実施要領」という。)等に基づき、適切な事業実施に加え、報告書等の書類の正確かつ適正な作成をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、**本補助金の対象経費は本事業（育児講座・交流保育、施設の地域開放の実施）にかかる経費のうち、利用者からの実費徴収を除いたもの**です。

基本的には、**本事業にかかった経費に対して補助金を使用して頂き、本事業単体でなく園本体においても使用するものの一部に補助金を使用する場合には、合理的な説明のつく方法で按分をしてください。**

### ■実施メニューについて

補助金の交付対象となるのは補助金申請書に記載された下記実施メニューの要件をすべて満たして頂く必要があります。

	育児講座	交流保育	施設の地域開放	補助金上限額
実施メニュー1	年3回以上		年30回以上	15万円
実施メニュー2	年6回以上		年12回以上	15万円

育児講座・交流保育については、いずれかを3回でも、育児講座2回・交流保育1回等組み合わせ合わせて3回でも構いません。

**【重要】**

**交流保育・育児講座は、参加者がいることが条件です。**

**重要!**

**参加者が0人の場合は、実施回数に含めることは出来ません。**

育児講座・交流保育は原則、参加者がいることを条件とします。  
募集をかけたにも関わらず、参加者がいない場合は実施回数に含めることはできません。

なお、特別な事情がある場合（育児講座のために外部講師を雇い準備していたが、当日キャンセルにより、人件費が発生してしまった等）は**必ず港北区こども家庭支援課に事前確認**をしていただきますよう、よろしくお願いいたします。



**【重要】**

**地域開放は、参加者が0人の場合も実施回数に含めることは出来ませんが、年間を通じて参加者が0人の場合には、周知方法や実施状況を別途、確認させていただきます。**

**重要!**

施設の地域開放については、開放日に利用者が0人であっても、実施回数に含めることは出来ます。

なお、雨天の場合も含め、開放日より前に施設の地域開放の中止等の判断を行った場合は実施回数に含めることはできません。



また、実施メニューに記載の「育児講座」、「交流保育」、「施設の地域開放」につきましては、事業実施要領により、以下のように定義づけがなされています。

	事業の目的
育児講座 (実施要領第8条)	認定こども園及び保育所の特性を生かして実施する講座を通じて、保護者が子育てに関する理解を深めることにより、子育ての不安や悩みの解消及び地域の育児力の向上を図るとともに、他の保育所地域子育て支援事業につながっていく機会となることを目的として実施する。
交流保育 (実施要領第9条)	子育て中の保護者とその児童が、保育所入所児童と交流することを通じて、保護者が子どもの育ちや子育てに関する理解を深めることにより、子育ての不安や悩みの解消及び地域の育児力の向上を図るとともに、他の保育所地域子育て支援事業につながっていく機会となることを目的として実施する。
施設の地域開放 (実施要領第10条)	保育所の保育室、遊戯室及び園庭等の施設を、子育て中の保護者とその児童等が集い、相互に交流する場として 継続的に提供し、子育て中の保護者の閉塞感、孤立感を緩和することにより、子育ての不安や悩みの解消及び地域の育児力の向上を図るとともに、他の保育所地域子育て支援事業につながっていく機会となることを目的として実施する。

事業趣旨を鑑み、地域の親子が参加しやすい時間帯、日程で実施していただきますよう、よろしくお願いいたします。

**■補助金交付申請書について**

横浜市認定こども園及び保育所地域子育て支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を受ける場合には、補助金交付申請書を作成・提出して頂く必要があります。

しかし、例年、補助金交付申請書は修正が必要になるものが非常に多く、審査に膨大な時間と労力を必要とします。

そこで、審査業務の迅速化及び効率化のため、**補助金交付申請書の作成時は添付の「令和6年度横浜市地域子育て支援事業補助金 補助金交付申請書提出前チェックリスト」**を活用し、**提出前に必ず複数人で確認を**していただくとともに、**提出は全て EXCEL 形式で、E-mail にて提出していただくよう**お願いいたします。

## ■補助金交付申請書における収支予算書の記載方法について

- **収入の部と支出の部の合計金額は必ず一致**させて下さい。支出の額が補助金額より上回った場合には、支出の部に「園経費」の項目を追記し、補助金額より上回った金額をご記入ください。

補助金	150,000 円
園経費	12,000 円
収入の部合計	162,000 円
支出の部合計	162,000 円

必要に応じて追記

収支の合計金額は一致させて下さい

**重要!**

- 予算額の金額は、説明(使途、積算内訳等)の合計金額と一致させてください。
- **説明(使途、積算内訳等)は「何を(名称)」、「何個(数量)」、「いくら(単価)」で購入するのかが分かるように記載してください。**

<b>&lt;悪い例&gt;</b>			<b>「一式」では※内訳を記載してください。</b>
需要費	文具類一式 1,900 円		
備品購入費	園庭遊具 60,000 円		
<b>&lt;良い例&gt;</b>			
需要費	文具類 1,900 円 <b>(はさみ@200 円×5本=1,000 円、のり@300 円×3個=900 円)</b>		
備品購入費	園庭遊具 100,000 円 <b>(プールマット@100,000 円×1枚=100,000)</b>		

- 単純な計算ミスが多発しています。エクセルの計算式をご活用いただくとともに、**提出前に必ず複数人で検算**していただくようお願いいたします。
- 収支予算書の科目の分類は次頁のとおりです。記載の方法や科目の分類等でご不明な点は必ず港北区こども家庭支援課に問い合わせください。
- 上記項目の記載方法に準拠していない収支予算書は、修正をお願いすることとなりますので、ご承知おきください。



## ■収支予算書の科目分類と具体例について

下記の項目に基づき、収支決算書(第13号様式)を作成してください。

科目等	内容・具体例
(1) 賃金 及び謝金	<input type="checkbox"/> 育児講座等に係る <b>講師謝金</b> で個人に対して支払うもの <input type="checkbox"/> 施設の地域開放に係る付添者の謝金 <input type="checkbox"/> 補助金対象事業に従事する従業員の賃金
(2) 旅費	<input type="checkbox"/> 補助金対象事業を実施する上で必要となる出張等の交通費 <input type="checkbox"/> 補助金対象事業の <b>講師</b> が事業を行う上で必要となる <b>旅費</b>
(3) 需用費	<input type="checkbox"/> 物品のうち <b>短期間(おおよそ1年程度)の使用</b> によって <b>性質や形状が変化</b> したり消耗したりするもの。 また、 <b>安価な消耗品費類(おおよそ10万円以下)</b> <b>例</b> ： <u>コピー用紙</u> 、 <b>文具類</b> (のり、はさみ、 <b>筆記具</b> 、 <b>絵の具</b> 、鉛筆、クリップボード、クリアケース等)、 <b>プリンターインク代</b> <b>食器類</b> (コップ、皿、箸) <b>衛生用品(消毒液</b> 、マスク、ハンドソープ等) <b>玩具</b> (ボール、シャベル、バケツ) <b>図書(絵本</b> など)、シャボン玉液、 <b>調理器具(鍋・フライパン)</b> 等 <input type="checkbox"/> <b>印刷製本費</b> <b>例</b> ： <u>チラシ・ポスター・パンフレット</u> 等の <b>印刷代</b> <input type="checkbox"/> <b>譲渡、配布等を目的とするもの</b> <input type="checkbox"/> 物品等の修繕又は部品の取替えに要する部分品等
(4) 役務費	<input type="checkbox"/> 事業実施の上で必要となる <b>はがき・切手</b> 等の通信運搬費 <input type="checkbox"/> 保険料等
(5) 委託費	<input type="checkbox"/> 補助金対象事業を保育園以外の外部団体等に委託して実施する経費 <input type="checkbox"/> 看板制作、会場設営等の委託費
(6) 使用料 及び賃借料	<input type="checkbox"/> 会場、プール、物品等を <b>借用</b> する場合の <b>使用料</b> <input type="checkbox"/> 不動産・動産あるいは物品の <b>借上料(リース料)</b>
(7) 原材 料費	<input type="checkbox"/> <b>道具等を製作する場合の原材料費</b> <b>例</b> ： <u>木材、藁</u> <input type="checkbox"/> <b>加工用原材料の購入経費。</b> <b>例</b> ： <u>園庭の砂・土</u> 、 料理教室等で使用する <b>食材費</b> 、 <b>手遊び用紙</b> 、 <b>リボン</b> 、 <b>短冊</b> 、 <b>画用紙</b> 、 <b>折り紙</b> 、 <b>花の種・苗</b> 等
(8) 備品 購入費	<input type="checkbox"/> 物品のうち、その性質または形状を変ずることなく、 <b>相当長期間(1年以上)にわたり使用</b> できるもの。 また、 <b>高額な什器類(おおよそ10万円以上のベンチ等)</b>
(9) 負担金	<input type="checkbox"/> 補助対象事業を行う上で必要となる会費、参加費、賛助・協力金等の負担金

## 【別紙】令和6年度横浜市地域子育て支援事業 補助金交付申請書提出前チェックリスト

### 第2号様式(第6条第4項)・補助金交付申請書

- 日付は補助金交付申請書の提出期間内に設定している。
- 交付申請書上部の代表者職・名は園長ではなく法人代表者となっている。
- 園の「名称」「所在地」「園長・施設長名」を明記し、「実施メニュー」を選択している。
- 交付申請額(総額)は第5号様式の収支予算書の「区補助金」の金額と一致している。**

### 第4-2号様式(第6条第5項及び第6条第6項)・事業計画書(育児講座・交流保育)

- 各メニュー毎の実施基準回数を満たしている。
- 「実施日」と「時間帯」、「定員規模」を明記している。
- 「実施事業」と「外部講師」の有無のプルダウンの選択をしている。
- 「実施事業」が「交流保育」の場合、対象クラスを明記している。



### 第4-3号様式(第6条第6項)・事業計画書(施設の地域開放)

- 「実施日」と「時間帯」、「開放場所」を明記している。
- 「実施日」の日付と曜日が一致している(実施日の曜日が正しい)。
- 「付添者」の有無のプルダウンの選択をしている。
- 施設の地域開放の年合計人数は各実施日参加者数の合計と一致している。



### 第5号様式(第6条第5項及び第6条第6項)・収支予算書

- 収支予算書の「区補助金」の金額が、補助金交付申請書(第2号様式)の交付申請額(総額)と一致している。**
- 決算額が補助金額(15万円)を上回る場合には、その分を「園予算」として計上している。**
- 説明(使途、積算内訳等)に記載の項目の合計が決算額と一致している。**
- 説明(使途、積算内訳等)には「何を」「何個」「いくらで」購入したのか記載している。**
- 需用費・原材料費・備品費等の区分が正しく記載されている
- 収入の部と支出の部の合計額は各項目の小計と一致している



### 全般

- 「【港北区】令和6年度地域子育て支援事業補助金に係る補助金交付申請書作成上の注意事項」を確認して報告書を作成した。
- 令和6年4月11日(木曜日)から5月13日(月曜日)までの提出期間を厳守している**
- 報告書提出前に作成者以外の者による確認・ダブルチェックを行った。
- E-mail で、EXCEL 形式で提出を行う。**



〒222-0032

横浜市港北区大豆戸町26-1 港北区役所1階14番窓口

横浜市港北区役所こども家庭支援課こども家庭係 担当 鈴木

電話：045-540-2340 E-mail：[ko-hojyo@city.yokohama.jp](mailto:ko-hojyo@city.yokohama.jp)